

ビジネスにおける自由と権利

—リバタリアニズムの観点から—

佐 東 大 作

ビジネスにおける倫理的な問題の発生は、企業とステイクホルダー（利害関係者）とをめぐるさまざまな種類の利害対立に、その根を持つものが多いと考えられる。企業もステイクホルダーも、集団（組織）あるいは個人としての自由と権利に基づき、自らの利害を主張する。その対立をどのように解決するのか。それはケース・バイ・ケースであり、それぞれの条件に応じたベストな解決策を見出す努力をするしかない、と通常は考えられるだろう。現在、巷で論議されることの多い「企業の社会的責任」論も、基本的にはそういう立場をとっている。しかし、この種の常識的な判断には、ある種のリスクがつきまとうものである。普遍的な基準が設定できない、少なくともそう考えられるために、発生した倫理問題への責任、解決、補償などを、企業の（と同時にステイクホルダーの）恣意的な論理に委ねてしまう可能性がある、ということである。

経済発展を希求する途上国社会が、先進国企業を誘致するために過酷・劣悪な労働条件を受け入れるとき、我々はそのようなビジネスのあり方の是非をどう判断するのか。不法滞在する外国人を低賃金で搾取する企業に対して、その行為の是非を我々はどう判断するのか。ビジネスは製品や労働力、各種サービスなどさまざまな財の売買契約の上に成り立つ。どのような契約を結ぶかは基本的に自由であり、契約を結ぶ権利は誰にでも平等に与えられるべきである、現代ではそういう考え方られている。その自由や権利が実際に行使されることで利害の衝突が起これり倫理問題が生じるのだとしたら、自由なビジネスにはそれ相応の条件が必要とされるということになる。それはどのような条件なのか。市場原理がその条件だという解答は、問題をすりかえている。自由なビジネスに必要とされる条件とは、自由市場という経済システムを倫理的に運営するための条件だからである。

一 人命に値付けする

ビジネスにおける人権侵害の問題は今に始まつたわけではないだろうが、近年急増する多国籍企業や外国人労働者の流入に伴つて、現代でも深刻な問題となつてゐる。次に示す事例は、先進国資本が途上国社会で操業する際に生じた権利の侵害をめぐる、倫理問題の一例である。企業経営のあり方自体もそうだが、それ以上に、背景にある経済価値優先の論理に注目する必要がある。この事例はそのような論点を提示している。

一九六九年、米国ユニオン・カーバイド社はインドのボパールという地方都市に殺虫剤の加工プラントを建設した。当時ボパールには八〇万の住人がいた。この殺虫剤の製造にはM I C（イソシアノ酸メチル）という猛毒性の物質が使われるため、インド政府はそのプラントをボパールから一五マイル（約二四キロメートル）離れたところに建設するよう通達していた。しかしづニオン・カーバイドが実際にこのプラントを建設したのは、ボパール駅から二マイル（約三キロメートル）しか離れていない場所だった。さらにその安全設備は、同社の米国バージニア州の研究所にあるコンピュータ制御された設備と比べ、劣悪なものだった。その他さまざま

な面でボパール工場の安全性に問題があることは社内でもすでに指摘されていたが、改良は加えられなかつた。一九八四年、ボパール工場でM I C（ガス）の流出事故が起り、甚大な被害がもたらされた。死亡者は一、七五四人と公表されたが、実際には一万人が死亡したとみられており、死亡以外にも被害を受けた人の数は一〇万から三〇万とも言われ、失明、呼吸器疾患、奇形児などの被害が多発した。

事故後起こされた訴訟で、インドの最高裁はユニオン・カーバイドに対し一億七千万ドルを支払うよう命じる判決を下した。結局、損害賠償請求を行つた人一人当たり、七九三ドルの賠償金が支払われることになった（現在のレート（一ドル）約一一〇円）で考へると九万円程度）。これが本当に、被害者の今後の健康管理や生活のための費用として、十分な金額なのだろうか。当初予想されていた賠償総額六億ドルに対するかなり安かつたことから、この金額が発表された当日のユニオン・カーバイド株は二ドル上昇したといふ。

途上国における安価な労働力は先進国から進出する多国籍企業にとって魅力的だが、その魅力は實際にはどのように理解され、途上国社会にどのような影響をもたらしているのか。一人当たり七九三ドルという賠償金額は、バージニア州で同じ事故が起つた場合の賠償金額に比べると、明らかに安いと考えられる。たしかに賠償金額にはボパールとバージ

ニアの生活水準の差が反映されるだろうが、そうだとしても「死」、「失明」、「呼吸器疾患」、「奇形児の誕生など」という被害に対し、その補償が一人当たりたったの七九二ドルを支払うことでは済まされてしまうのだとしたら、惨劇の舞台がボパールよりもっと生活水準が低い地域であったとしても、人々の多くは納得できないと感じるだろう。

七九三ドルという計算の根拠になつてているのは「費用便益分析」という事業評価手法である。これは、ある事業について投下した費用に対する程度の効果が得られるかを評価する手法だが、この手法を用いるためには、得られる効果（便益）に値付けを行う必要がある。しかし、ある社会的なプロジェクトが実施地域に大きな経済効果をもたらすからといって、その地域に必ず幸せがもたらされると限らない。我々は常に高価なものから大きな満足を得るわけでもない。新車のベンツよりも長年乗ってきたカローラの方に価値を置く人もいるだろう。ものごとの価値はすべて金銭に置き換えられるわけではない。

あらゆる価値に値付けをすると、いつたいどういうことが起こるのか。この「ボパールの惨劇」のケースを用いて環境倫理学的な問題を論じたピーター・ウェンツ（イリノイ大学、哲学）は次のように指摘している。「費用便益分析は（…）人々が危険な仕事のためにどれだけ賃金の割増を要求するか

ということだけでなく、彼らが生命保険や医療のためにどれだけ出費するかということから、人々が自分の命を金銭にしていくらに評価しているかを見積もる。（…）貧しい国の人命は、アメリカやヨーロッパや日本の人命よりも低い金銭的価値しか持たないことになつてしまつ。ありていに言えば、命の安全が確保されるという便益に高い価値を認めないので、その安全を守るために支払われる費用も大きくはない、少なくともそう理解されてしまうということである。だが、命を軽んじてはいるから命のリスクに対して出費をしないという理解の仕方は論理が逆転している。出費しないのではなく、出費できないのが、実情だからである。

費用便益分析による評価を行うと、ボパールの安全設備（ボパール基準と呼ぼう）とバージニア州の安全設備（バージニア基準と呼ばう）に差があることに對して、論理的には一貫した説明を与えることができる。そしてこの手法の論理を拡張すると、ウェンツが引用している次のようないエコノミストの主張（一九九一年当時、世銀のチーフエコノミストであつたローレンス・サマーズによる「サマーズ・メモ」）が生み出される。その要点は次のようなものである。①環境汚染の社会的コストの算出はその汚染で失われた所得に基づくので、先進国よりもコスト安の低開発国に汚染関連産業は移転されるべきだ、②工業が未発達で人口も少ない国の方が、

先進工業国よりも汚染産業を受け入れやすい、③癌など高齢者に多く見られる病気への関心は平均寿命の短い国よりも長い国での方が高いので、その種の病気の原因となる汚染関連産業は、平均寿命の短い低開発国に移転する方がよい。

ウェンツはサマーズのような考え方をする人を「経済的人間中心主義者」と名づけている。また、人道的価値ばかりを優先しようとすると人を「人間中心主義者」と呼び、経済活動の推進により社会的厚生の改善を目指すことには賛成だがすべての価値をマネーに還元する手法には異を唱えるという人を、「非—経済的人間中心主義者」と呼んでいる。ウェンツ自身は（そして私も）「非—経済的人間中心主義者」の立場に立っている。

経済的人間中心主義者は、社会的厚生を最大化するために市場システムを利用できるよう、すべての価値を金銭という尺度で評価する。しかし、すべての価値をマネーに還元することで実際に起こっている事態は、社会的厚生の向上という便益を享受できる人々が存在する反面、そのような人々によつて生存の権利までも侵害されるような人々が存在してしまうということである。経済的人間中心主義者は自らの立場を正当化するため次のように言うかもしれない。「ある社会の人々が一時的に自らの生存権を危険にさらす、あるいは放棄するようなことがあつたとしても、そのおかげで結果的には

その社会も経済成長を遂げ、先進国の仲間入りを果たすことができるのだ」。だが、生存権を放棄させられてしまった人々が先進国並みの便益を享受することは永遠に不可能であり、彼らの犠牲を正当化するには経済的人間中心主義者の論理だけでは未だ不十分である。経済的人間中心主義者は、費用便益分析の論理が世界各国間の、あるいは一国内の地域間の社会的厚生にひずみを生じさせるとしても、その論理に基づいた経済活動・経済政策は総体的には世界の富を増大させると主張する。だが総体的な世界の富とは、いつたい誰の富なのか？

二 仮説的状況での合意という手法

ウェンツは経済的人間中心主義者の発想に対し、ロールズ的な立場から次のような批判を加えている。世界に無知のヴェールをかけると、我々は自分が富裕層の一人なのか、貧困層の一人なのかを知らない状態になる。すると我々は、富裕層は危険な化学物質から保護されて、貧困層はその危険に曝されるがままになるような経済制度を選択したりはしないだろう。平等性を欠くこのような制度はフェアではないと感じられる。「人権が公正さの概念から導き出されるとき、貧しい国々の多くの人々が危険な工業プロセスや有毒廃棄物に

晒されることは、彼らの人権を侵害している⁽¹⁾。総体的な世界の富は、平等の理念に基づく公正さの基準によって再配分されるべきである。安全という便益も同様に。

ロールズは平等主義的な立場から、道徳的なルールを選択する場合の合理性を軸とする正義論を開発した。ウェンツのアイデアはロールズの議論を、いわば「世界経済における汚染産業の移転」というようなマクロな視点からボパールの惨劇の問題に応用するもので、富の格差によって特定の地域に環境汚染が押し付けられることに対する批判になつていて

だが、一般論ではなくボパールの惨劇という個別具体的な事態に則して考へるとどうなるのだろうか。問題は富の再配分というマクロなレベルであるよりも、労使間にどのような契約が結ばれるべきかというミクロなレベルで捉えられると思われる。

ロールズ＝ウェンツのアイデアを労使関係というようなミクロな視点から応用してみよう。ボパールの労働者とユニオン・カーバイドの経営陣の両者に無知のヴェールをかける。両者はそれぞれ自分がどちらのグループに属しているのか分からぬ。ボパール工場の安全設備の設置に関して、この状況下ではどのような選択が行われると考へられるのか。人々は自分が「もし経営陣の一人だとしたら」と考えるのと同時に「もし労働者の一人だとしたら」とも考える。コスト削減

を目指す経営者はボパール基準を選好するだろうし、安全で快適な労働環境を望む労働者はバージニア基準を選好するだろう。この場合、無知のヴェールをかけられた人々にとつての合理的選択は、自分がより不利な立場にあることを想定するものになるので、ユニオン・カーバイドがボパールにおいてもバージニア基準を採用したとしても、その際生じるコストが企業経営にとって危機的な事態をもたらさない限り、バージニア基準が採用されることになる。

ユニオン・カーバイドが実際にこのような意思決定を行うとすれば、その決定はロールズの正義の二原理のうちの第二原理（a）「格差原理」に対応することになる。この原理は「最も不利な立場にある人に利をもたらす場合にのみ、社会的な不平等は正当である」という、正当な富の再配分の条件を示す原理である。ボパール基準を採用した場合にユニオン・カーバイドが獲得したであろう富の増分は、バージニア基準を採用した際のコストの増分として、ボパールの労働者に配分されることになる。この場合は企業がすでに獲得した利益を労働者に還元しているわけがないので厳密には再配分とはいえないが、安全基準をこのように選択するということとは、ロールズ的な説明では、獲得可能な富を再配分するということになるだろう。たしかに、総体的な世界の富の増大という経済的人間中心主義者の主張に対抗する、ひとつの中論理

である。

だが、現実の世界に無知のヴェールをかけることはできない。このアイデアは原則論の導出には有効かもしれないが、我々が直面している問題は、すでにある構造を形成してしまった現実の経済世界の中でも生じている。だからこのアイデアをより現実に則して用いるには、少し手直しが必要になる。無知のヴェールをかけることでロールズが生じさせる社会状態「原初状態」とは、そのヴェールの背後にいる個人は自らの身分・性質などの個別的情報へのアクセスを遮断されているが、同時に自らが屬している「社会一般に関する知識」、すなわち人々の政治的関心、経済理論上の原理、社会組織の基礎（基本的な性質やしくみ）人間心理に関する一般的な法則などに関する知識は共通に持っている、そのような状態である⁽⁴⁾。ボパール問題における「原初状態」を考える場合、「社会一般に関する知識」とはいかなる知識を指すのか。

自国の経済・社会状態の改善に対して、途上国はどうのような態度で臨むのか。ウエンツは人権に関する専門家の見解として、「ローマの工業・環境危機及び人権に関する常設人民裁判所」による「犠牲者の基本的人権は（…）ユニオン・カーバイド及びインド政府によってひどく侵害された（傍点強調は筆者による）」という見解を挙げている。ボペールの労働者と住民の生命・生活の安全を守る立場にあるはず

の政府が、加害者として糾弾されている。インド政府は経済的人間中心主義を採用している。元インド首相の故インディラ・ガンディーは「貧困が我々の最大の環境危機である」と語つた⁽⁵⁾。

さて、工場の安全基準に目をつむつても先進国資本を導入し経済発展を遂げようとする、少なくともそうせざるを得ない、という政策がとられており、暮らし向きを改善するには多少の社会的犠牲はいたしかたないという考え方が習慣化・一般化している地域に、無知のヴェールをかけてみよう。このような社会の性質は「一般的知識」として共有されている。その状況の中で、労働者も経営者も自分の身分や家計状況に關してのみ一時的な記憶喪失に陥つたとしたら、工場の安全基準に關して彼らはどういう選択をするのか。この場合もやはり、バージニア基準が合理的な選択の結果になるのだろうか。

自分がユニオン・カーバイドの經營陣であるとしたら、自己利益を追求する合理的な個人という想定の下で、我々はボパール基準を採用しようとする。問題は、自分が最も不利な立場の人だと想定した場合である。どのような状態を「最も不利な」とするかについては見解が分かれるかもしれないが、例えば空腹にさいなまれる家族を抱えた一家族の家長としてみよう。先述のようなボパール（途上国社会）の「社

会一般に関する知識」が共有されている場合、そのような最も不利な立場の家長である（かもしれない想像する）自分は、合理的選択の結果として、必ずバージニア基準を選択すると言えるだろうか。

実際の問題状況に仮説的な仕掛けを導入することには限界がある。正義の二原理を導き出す仮説的設定は、それが我々の道徳的推論の過程で果たしている役割のゆえに重要なのであり、原初状態が現実に生じている必要はない、とロールズは論じている。⁽⁵⁾ 仮説的状況から一般原則を導きだすという合理性は理解できるが、その同じ手法がすでに確定している具体的な社会・経済構造下でもそのまま通用するかどうかには、疑問が残る。

三 個人権の絶対的な不可侵性

だとすれば、仮説的な状況設定をしないでいきなり原則論から始めることはできないのか。単純に考えればそう思いたくなる。先に引用したように、「ウェンツはロールズ的な平等主義から、ボバークの惨事のような事態を指して「彼ら（＝途上国社会の人々）の人権を侵害している」と論じたが、「人権を侵害している」という捉え方は、もちろんロールズ的発想に特有のものではない。それどころか、かつてはロールズ

の論敵であつたノーリックもまた、個人の人権の不可侵性を強力に主張した論者として知られている。ロールズは富の再配分に関する国家権力の介入に寛容な福祉型リベラリズムの理論的旗であり、対するノーリックは国家権力の行使可能な範囲をできる限り狭めようとするリバタリアニズムの知将とみなされている。

ロールズとノーリックの議論に共通するのはその手続き性であり、正しい手続きを経て生じた結論は正しいという考え方である。だからこそロールズの場合には「個人が合理的に自己利益を追求する」という手続きが適用される場合の初期条件（原初状態）が重要になる。ノーリックが設定する初期条件は、個人の権利と自由の絶対的不可侵性という單純明快なものである。ロールズが富の再配分を認めるのに対しても、ノーリックはいくつかの例外を除いて「そんなことは個人の権利と自由の侵害だ」と主張する。この主張は同時に、総体的な世界の富の増大という経済的人間中心主義者が好む発想を退ける。総体的な世界の富などというものは、ロールズと同様にノーリックにとってもありえないものである。あらゆる富はそれを現実に所有する個々人に帰属している。それが正当な手続きを経て獲得されたものであるならば、その富をどう用いるかについて、何人たりともその所有者に強制力を發揮することはできない。この点はロールズとの明白な違い

である。

リバタリアニズムは通常、自由を優先するがあまり平等性や公平性といった価値を切り捨てるというイメージで捉えられやすい。「小さな政府」や「経済的自由の優先」を掲げたサッチャリズムやレーガノミックスの背景に、リバタリアニズム的な発想があることは認めてよい。だがノーリックはやみくもに自由の最優先という主張を振りかざしたのではない。自由の最優先を可能にする根本的な前提条件が設定される。そのような条件として示されるのが、他人の権利を自らの行為に対する制約条件とみなす「付隨制約論 (the side constraints view)」である。付隨制約論は次のように述べられる。「あなたにできる行為のうち制約Cを侵さないような行為から〔選んで、あなたの〕目的Gを最大化するように行為せよ。」のとき、他人の権利〔^(二)制約C〕はあなたの目的指向的な行為を制限することになる^(三)。他人の権利を侵害しないように自分の権利行使せよ、ということで、これだけを見ると当然のことが言われているに過ぎないようだが、内実はそうでもない。

そもそも付隨制約論という原則は、「権利功利主義」という権利侵害の最小化を目指す立場、すなわち、より多くの人々の権利が守られるならば少數の人々の権利が侵害されてもよいとする立場、への批判として登場するが、この原則を

ノーリックの考える自由のあり方との関係で捉えなおしてみると、その意味は次のように理解できると思われる。個人の権利は絶対に不可侵であるという前提から、ノーリックは夜警国家にほぼ等しい「最小国家」と呼ばれる形態の国家のみを正当な国家だとする。最小国家は、国民を詐欺・窃盗や暴力・殺人などの危険から保護すること、及び契約を執行させることに関してのみ、その権力を行使できる。このような目的に対してだけ個人の富の再配分（税制度）が行われる。詐欺・窃盗や暴力・殺人などの危険から保護されること、契約が執行されること、がノーリックのリバタリアニズムにおける自由の条件になっている。これ以上のこと（平等主義的な福祉政策など）に富の再配分を行うのは、個人の自由の侵害になる。このような国家と自由のあり方を支持する人の権利観は次のようなものになる。何人も故意に傷つけられたりその生存や自由を奪われたりしてはならないが、それ以上の便益を提供することに他人の富が強制的に使われることがあってはならない。誰かが便益を提供するよう求める権利を奪つてはいけないが、その求めに応じなければならない義務は誰にもない。別の言い方をすれば、社会的協働性と呼ばれるような他人との協力関係に對して、極めて消極的な態度をとる、ということである。これは付隨制約論の重要な性質のひとつである。

ボパールの労働者と住民の生存権を付隨制約とみなした場合、ユニオン・カーバイドはどのような工場設備を設置するべきなのか。ユニオン・カーバイドはなるべくコストを低く抑えられる進出先を選好し、ボパールはその求めに応じることで利を得ようとしているのだ、と考えれば、魅力的な進出条件と就業機会の提供とを交換することでお互いの目的を達成できる契約が成立しており、付隨制約としてはたらくボパールの人々の権利に対する侵害は生じていなかに見える。ユニオン・カーバイドはボパールの人々の契約する権利を尊重したうえで、自己利益の獲得という目的に資する行為（契約）を行つてている。ユニオン・カーバイドは途上国の弱みにつけ込んでいるという批判に対し、ノージック（リバタリアン）は「そのような批判は正当な契約の履行を妨害するものであり権利の侵害に当たる」という反論で対抗すると考えられるかもしれない。こうして「自由を最優先する」などと言つていては事態の改善がはかられるはずもないと結論されることがある。

だが、リバタリアンは本当にそのような反論を行うのだろうか。工場設備の安全管理上の欠陥が放置されたり、一人あたりの賠償金が七九三ドルと算出されたりしたのは、ボパールの住民の命に値付けを行えば、その程度の投資や保障で十分だという計算が成り立つと考えられたからである。この値付けにはボパールの生活水準が反映されていると考えられるため、これを一概に否定するわけにはいかない。安すぎると思えることができる。しかし、仮にそのような値付けが正しいとして、それを理由にボパールの人々が不用意に危険に晒されてもよいと言えるだろうか。ユニオン・カーバイドはいかなる権利において、ボパールの人々の生存権に関する処遇を、自らに都合のよいように決定できるのか。

人命価格は実際に事故が起こってしまった場合の補償額を算出する根拠にはなっても、設備投資額の根拠にはならない。補償額を算出するために人命の値付けが必要なのは事実である。しかし、その価格に基づいて工場の安全基準が低く設定されるとしたら、それは付隨制約としてはたらくボパールの人々の生存への権利を踏みにじることになる。サマーズ・メモからも分かるとおり、経済的人間中心主義は地域の社会・経済事情に応じた安全基準の引き下げや引き上げを正当化するだろう。だがそれは、企業が利益獲得の自由を乱用することを認めることであり、少なくともノージックの観点からは、そのような自由はリバタリアニズムが主張する自由とは言えない。「ページニア並みの生活を手に入れられるよう、ボパールの人々に就業の機会を与え、彼らを導いているではないか」という反論は、「強者」の言い訳でしかない。

どのようにその機会が与えられるかが問題なのだから。

四 どれほどの儲けが許されるのか

最近では経済事情の進展により、発展途上であつた国々の一部にも消費市場としての魅力が生じつつあるが、一般に、先進国企業が第三世界に進出する主な理由は、人件費や地代などを含む操業コストの安さにある。企業を誘致したい途上国側も、例えば中国の経済特区などのように、多国籍企業に対するさまざまな優遇措置を提示して、進出先としての魅力をアピールする。これは国際的な舞台に限つたことではない。一国の内部でも、都市部との経済格差が進み財源に窮している地方都市は、大都市に本社を置く企業の工場誘致に必死になる。途上国や地方都市が企業誘致に成功するかどうかは、ターゲットにしている企業の進出へのインセンティブをどれだけ刺激できるかによる。

このような状況を市場原理だけで御していくとすれば、どれほどの犠牲を払つても、ターゲット企業に対して最大限の魅力をアピールできた国や地域だけが、目的を達成できるということになる。逆に誘致される企業の側から見れば、どのような条件でも相手に呑ませられるという特典を享受できることになる。この種の関係は企業誘致に限つたことではな

い。仕事に窮する中小企業や弱小の町工場などに対しても、大手企業が納期や納価に極端に厳しい条件を課している、などという話は各種の報道が伝えるとおりである。

ユニオン・カーバイドがボパールに対してもバージニア基準を採用したとすれば、たしかに同社にとつては進出のうまみが減つてしまつだろう。しかし、バージニア基準とボパール基準との設備投資額の差は、許される儲けではない。それが付随制約としてはたらくボパールの人々の権利を尊重した結果である。実際に進出した、あるいは進出を計画している企業がその結果に納得できないというのなら、そのような企業に対して我々はリバタリアニズムの立場から「非倫理的大だ」という評価を下すことができる。ただし、付隨制約論を受け入れるからこそうまい減つてしまつた進出事業には手を出さないという企業を、非倫理的だと評価することはできない。進出するかどうかは企業の自由であり、途上国社会の経済発展のために多国籍企業が存在しているわけではないからである。操業コストを最大限に安く抑えられるといううまいがないのなら、国際的な舞台での活躍をあきらめて自国内での事業展開に専念する道を選ぶというのも、選択可能な自由のひとつである。

- (一) Peter S. Wenz, *Environmental Ethics Today*, 2001, Oxford UP, pp.59-78; Chap.3: Competing Human-Centered Values.
- (二) Wenz, p.62.
- (三) Wenz, p.62.
- (四) John Rawls, *A Theory of Justice, revised ed.*, 1999, Harvard UP, p.119.
- (五) Wenz, p.64.
- (六) Rawls, p.104.
- (七) Robert Nozick, *Anarchy, State, and Utopia*, 1974, Basic Books, p.29.

(政治学・国際政治 筑波大学大学院博士課程
人文社会科学系研究科 哲学・思想専攻)